

区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域であるみとい池園地の景観の適切な保全を図るとともに、吉城園及び周辺地区について、隣接する公園地との空間的まとまりや景観の連続性に配慮した適切な保全・活用を図る。

個別要素の保存管理・活用の主な考え方

自然的要素に関わる考え方

- みとい池の水環境(水質及び水量)及び植生の適切な保全を図る。
- 吉城川及び沿川の樹林地は、隣接する吉城園、名勝依水園、氷室神社境内と一体となる景観形成の重要な要素として、その水環境(水質及び水量)及び植生の適切な保全を図る。

歴史的・文化的要素に関わる考え方

- みとい池園地は、南都八景(雲井阪の雨、轟橋行人)の地として、その歴史を伝える重要な要素である池、碑、工作物等の保存を図る。
- 史跡東大寺旧境内に一部重複することから、遺跡・遺構等の現状保存を図るとともに、園地活用との調整に配慮する。

公園的要素に関わる考え方

- 吉城園は、大正期の庭園としての歴史を今に伝えるとともに、広く県民に親しまれる都市緑地として、その適切な保全・活用を図る。
- 国道369号に接するみとい池園地は、名勝指定区域の境界部の緑地帯として公園の風致に配慮した保全・整備・活用を図る。

その他要素に関わる考え方

- 公園の風致を維持向上する要素(築地塀、旧邸宅、屋敷林等)の適切な保全・整備・活用を図る。



みとい池

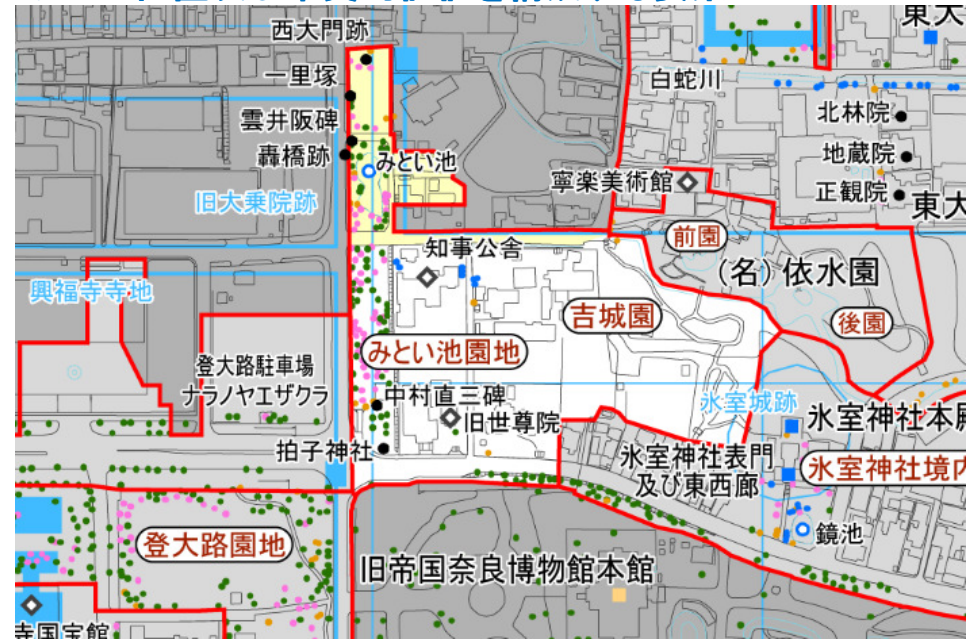


吉城園



旧邸宅と屋敷林(登大路町)

ゾーン位置及び本質的価値を構成する要素



■ 区域区分(ゾーン)
■ 名勝奈良公園区域 ※1
■ 名勝奈良公園区域外
■ 平坦部の主な樹木分布状況 ※2
● 松
● 桜
● 楓
● 杉

● 有形文化財(建造物)
● 国指定(国宝)
● 国指定(重文)
● 市指定
● 史跡 春日大社境内
● 史跡 東大寺旧境内
● 史跡 興福寺旧境内
● 特別天然記念物 春日山原始林
● その他国指定史跡・名勝・天然記念物

● その他国指定史跡・名勝・天然記念物
● 県指定史跡・名勝・天然記念物
● 市指定史跡・名勝・天然記念物
● 登録有形文化財(建造物)
● その他歴史的・文化的資源(文化財を除く)
● その他自然的資源(文化財を除く)
● その他公園施設等
■ 周知の埋蔵文化財包蔵地

※1 奈良県教育委員会編『奈良県史跡・名勝・天然記念物集録』を基に作成
 ※2 奈良県資料『公園樹木台帳』および奈良公園史編纂委員会編『奈良公園史』(附図「奈良公園滞在自然植生図及平坦部樹木分布図」、現地調査によりH21.10作成)

本質的価値を構成する要素	
地形・地割	地形 ー 地割等 ○園地(吉城園、みとい池園地)
水系	流れ ●◎吉城川
	池 ●○みとい池
植栽・植生	植栽 ○園地の植栽樹木(松、桜、楓) ○街路樹(松)
	植生 ●吉城川沿川の樹林
建築物・工作物	建築物 ー 工作物 ー
遺跡・遺構	礎石等 ◎雲井阪碑 ◎轟橋遺構
	埋蔵遺構 ◎東大寺旧境内地遺構(史跡東大寺旧境内)
動物(奈良のシカを除く)	ー
行催事の場の形成	ー
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◎祠(拍子神社)、碑(西大門跡、一里塚、中村直三碑等)、築地塀 ◇旧邸宅および屋敷林(知事公舎、旧世尊院(国際奈良学セミナーハウス))(登大路町)
関係する法制度等	・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域(奈良市景観計画)

●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素 ○公園的要素 ◇その他要素

区域の保存管理・活用の基本方針

公園の玄関口として、眺望景観の視点場及び隣接する市街地との緩衝带的役割とともに、公園地の空間的まとまりや連続性に配慮した景観形成のための適切な保全・活用を図る。

個別要素の保存管理・活用の主な考え方

歴史的・文化的要素に関わる考え方

- 一条院跡地をはじめとする、かつての興福寺寺地に所在しており、当地の歴史を伝える遺跡・遺構等の保存と土地利用の調整に配慮する。

公園的要素に関わる考え方

- 松、桜等の植栽樹木、芝地、街路樹の適切な維持管理を図る。
- 公園の玄関口として、来場者のアクセス(歩行者、車輛)および安全の確保と、景観保全との調整に配慮する。



大宮通りの街路樹(松)



県庁屋上からの眺望

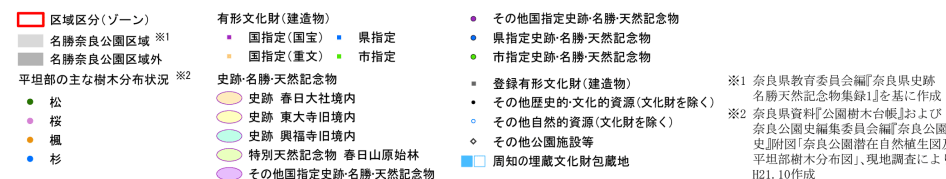
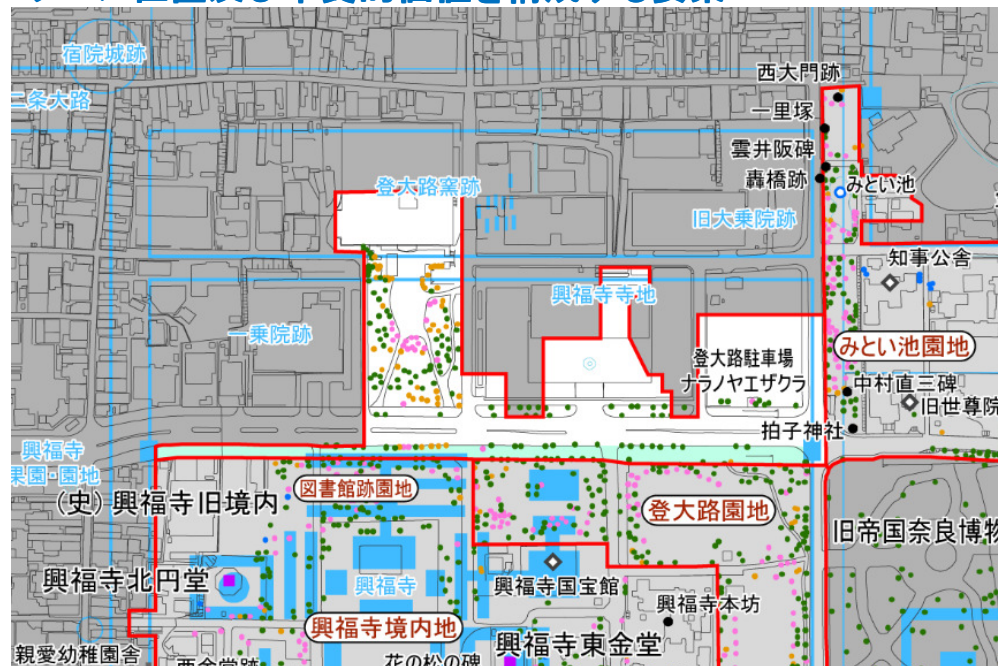


ナラノヤエザクラ(登大路駐車場)



撮影:平成20年

ゾーン位置及び本質的価値を構成する要素



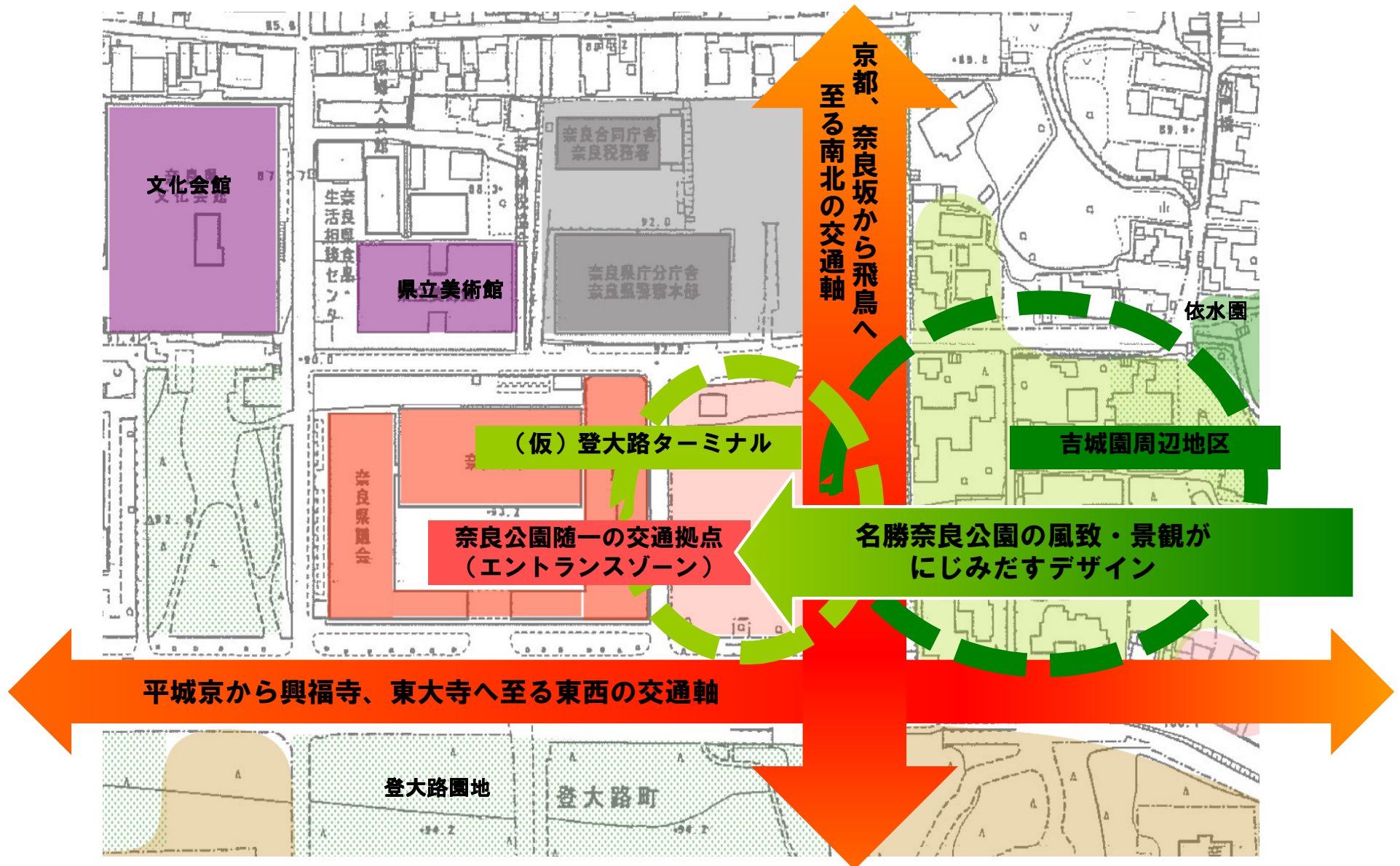
区分	本質的価値を構成する要素	
植栽・植生	植栽	◎名木、いわれのある樹木(ナラノヤエザクラ(登大路駐車場)) ○構内の植栽樹木(松、桜、楓) ○構内の芝地 ○街路樹(松)
遺跡・遺構	埋蔵遺構	◎興福寺旧境内地遺構(史跡興福寺旧境内) ◎周知の埋蔵文化財包蔵地(興福寺寺地、一条院跡、旧大乘院跡)
行催事の場の形成		◎春日若宮おん祭・御渡式(大宮通り)
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素		◇大宮通り
関係する法制度等		・第5種風致地区

●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素 ○公園的要素 ◇その他要素

○ 吉城園周辺地区及び（仮）登大路ターミナルの整備の基本的な考え方

名勝奈良公園の本質的価値を高める整備であることを前提に、

「奈良公園随一の交通拠点へ、名勝奈良公園の風致・景観がにじみだすデザイン」を検討する



○ 名勝奈良公園の風致・景観がにじみだすデザインとは

歴史ある近代建築物が作りだす
屋敷町としての風致・景観の保全を目指す

①知事公舎



- 建築年： 1922 (大正11) 年
- 構造： 木造平屋建
- 建築面積： 671.48㎡
- 1951年(S26)9月、サンフランシスコ講和会議で対日講和条約、日米安全保障条約が調印された。同年11月19日、行幸中の昭和天皇はその批准書の署名を知事公舎で行われた。この「御認証の間」は概ね当時のまま残されている。

③旧世尊院客殿



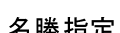
- 建築年： 江戸末期
- 構造： 木造平屋建
- 建築面積： 307.46㎡
- 江戸末期建立の興福寺の子院(世尊院)塔頭。昭和36年 井上邸(旧世尊院跡)の観光ホテル新築構想が持ち上がり、公園の風致破壊を防止する目的で県が買取。平成元年 改修、保存の後、一般供用開始

②国際奈良学セミナーハウス



- 建築年： 1988 (昭和63) 年
- 構造： 鉄骨造2階建
- 建築面積： 440.88㎡
- 世尊院客殿に隣接市、旧世尊院跡地に建つ宿泊と学びを提供する施設。平成元年 一般供用開始

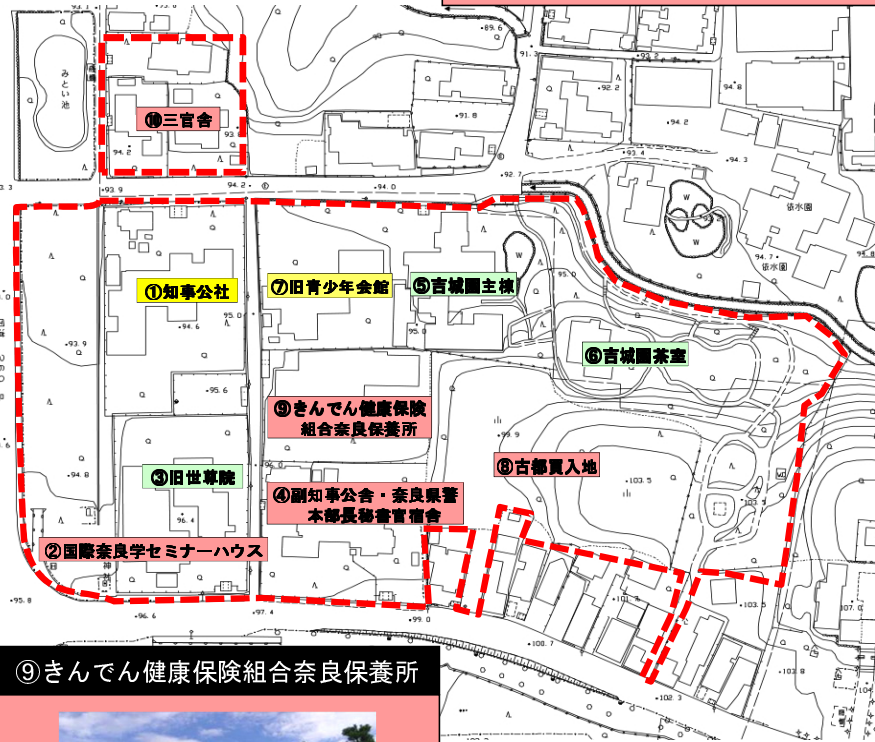
名勝指定 (大正11年) 以前に整備



名勝指定 (大正11年) ~ 追加指定 (昭和2年) 以前に整備



名勝追加指定 (昭和2年) 以降に整備



⑨きんでん健康保険組合奈良保養所



- 建築年： 1965 (昭和40) 年
- 構造： 鉄筋コンクリート造及木造
- 建築面積： 584.04㎡

⑩三官舎



- 建築年： 1963 (昭和38) 年
- 構造： 木造平屋建
- 建築面積： 477.06㎡

⑦旧青少年会館



■ 建築年： 昭和初期	■ 建築年： —
■ 構造： 木造2階建	■ 構造： —
■ 建築面積： 483.91㎡	■ 建築面積： —
■ 昭和31年3月 奈良県が建物を買収 (奈良県青少年会館として使用)	■ 昭和32年2月 奈良県が土地を買収
■ 昭和47年9月 用途廃止	

吉城園：⑤主棟・⑥茶室



■ 建築年： 1919 (大正8) 年	■ 建築年： 1919 (大正8) 年 (推定)
■ 構造： 木造平屋一部2階建	■ 構造： 木造平屋建
■ 建築面積： 691.05㎡	■ 建築面積： 187.58㎡
■ 「興福寺古地図」によると同寺の子院である摩尼珠院(まにしゅいん)があったところ。	
■ 大正8年 事業家、正法院寛之氏の所有となり、主棟が造られた。	
■ 昭和59年 茶室、庭園も同時期に造られたと考えられる。	
■ 平成元年 古都用地、都市緑地として奈良県が取得	
■ 平成22年 再整備後、「吉城園」開園(庭園、茶室のみ一般供用)	
	■ 主棟及び離れ等が旧正法院家住宅として県有形文化財に指定

④副知事公舎・奈良県警本部長秘書官宿舎



副知事公舎

- 建築年： 1932 (昭和7) 年
- 構造： 木造瓦葺き2階建
- 建築面積： 293.25㎡
- 平成21年3月末まで副知事公舎として利用。現在は入居なし。

奈良県警本部長秘書官宿舎

- 建築年： 1979 (昭和54) 年
- 構造： 木造平屋建
- 建築面積： 81.36㎡

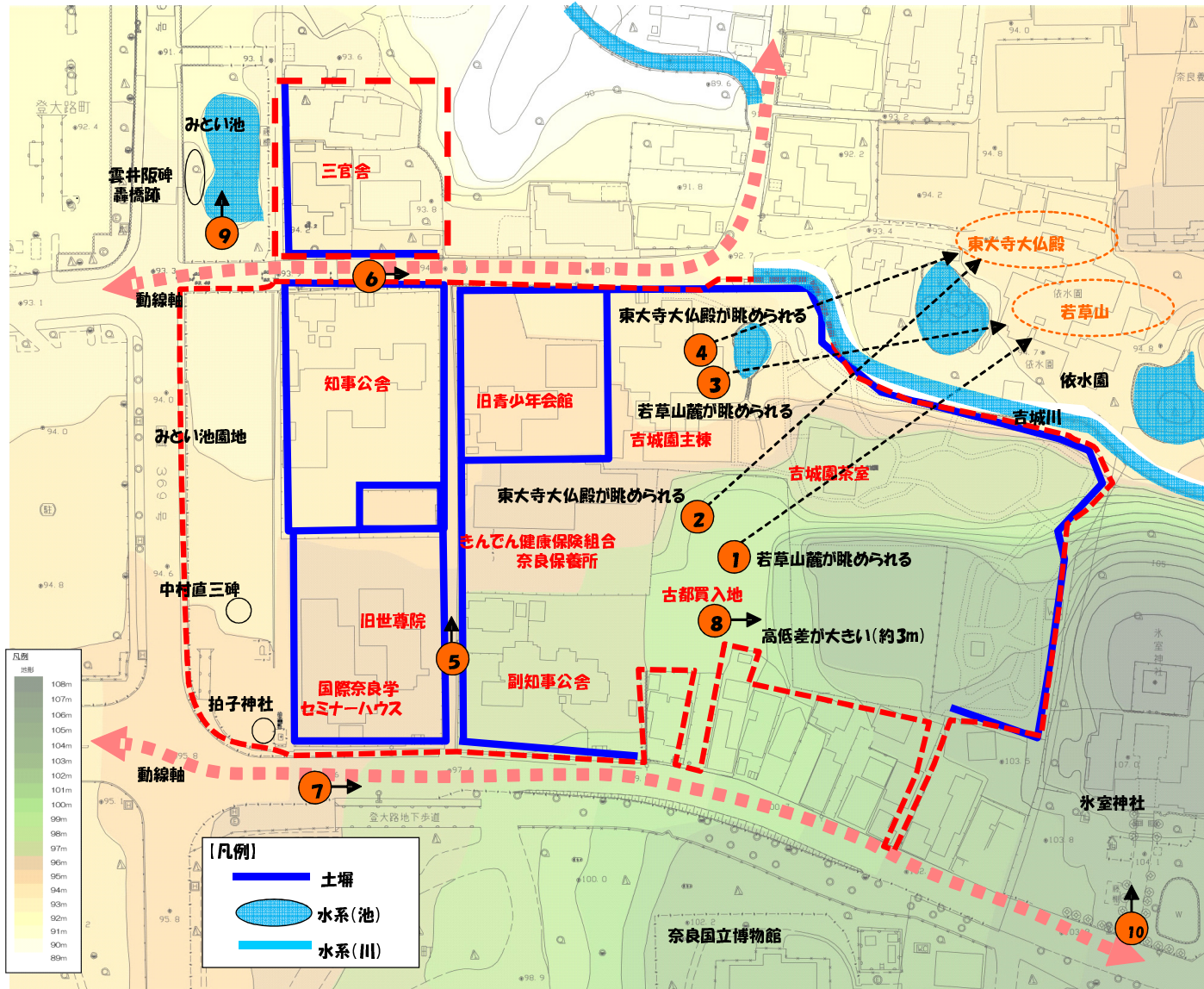
⑧古都法買入地



- 取得年度 平成7年度 (畑、宅地)
- 平成13~16年度 (宅地)
- 平成20年度 (宅地)

○ 名勝奈良公園の風致・景観が
にじみだすデザインとは

歴史ある近代建築物、緑（屋敷林、庭園等）と水（吉城川・
みとい池等）が一体となった風致・景観の保全を目指す

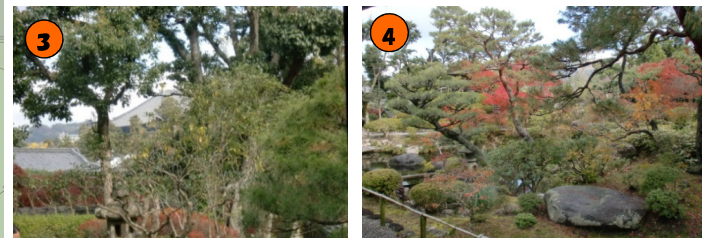
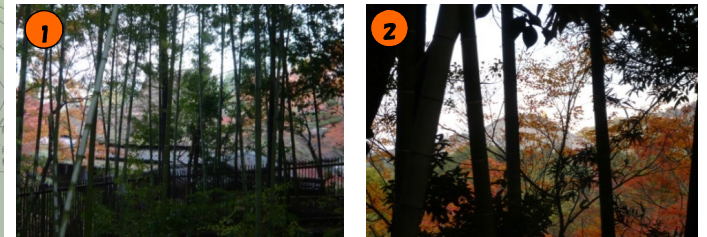


計画地(周辺)の特色・特徴

- 地形
計画地は南東部と北西部で最大10mの高低差がある。
- 植生
計画地の大半は住宅で鹿の進入のないことから、奈良公園の中でも、他とは異なる庭園的要素の高い中低木類の植栽や、大径化したクヌギ・エノキ等の樹木、サクラ・モミジ等の落葉高木樹が存在する空間がある。
- 計画地の外観
計画地は、道路に沿って築地堀が連続する歴史的景観が形成されており、歴史的な価値や美しさ等の理由から観光スポットとして案内されている。
- 計画地内の景観
計画地は起伏に富んでおり、場所毎に景色の変化を楽しむことができる。特に吉城園主棟や古都買入地から東大寺大仏殿や若草山麓を眺められる。

計画地(周辺)における奈良公園の魅力構成する要素

- 依水園緑地(吉城園)、県立奈良公園みとい池園地
- 吉城川、みとい池、依水園
- 園地の植栽樹木(松、桜、楓)
- 街路樹(松)
- 吉城川沿川の樹木
- 雲井阪碑、轟橋遺構
- 東大寺旧境内地遺構(史跡東大寺旧境内)、水室神社
- 旧邸宅および屋敷林(知事公舎、旧世尊院等)、築地堀
- 祠(拍子神社)、碑(西大門跡、一里塚、中村直三碑等)



○ 吉城園周辺地区の整備の進め方

- ①進め方
 - ・ 基盤整備は、県が行う。
 - ・ 建物整備と運営は、民間の力を活用する。
- ②民間の力を活用する方法
 - ・ 都市公園奈良公園として供用した後に、都市公園法第5条の「公園管理者以外の者の公園施設の設置等」を手法とした公園の便益施設として、民間事業者からの提案を募るプロポーザル方式を実施する。
- ③関係法規制の順守
 - ・ 関係法規制の順守
文化財保護法（現状変更）、古都保存法（歴史的風土特別保存地区）
奈良市風致地区条例（1種）、依水園都市計画区域、都市公園区域
- ④整備方針（案）
 - > 名勝奈良公園の本質的価値を高めるための活用（整備）であること
 - ・ 名勝奈良公園の本質的価値と密接に関わる要素の一つとして、該当建築物の価値（歴史的・文化的価値、公園的価値等）を踏まえ、その価値を高めるための改修保存を行う。
 - ・ 名勝奈良公園の指定理由である、興福寺旧境内地が形成する良好な風致、吉城川を中心とする旧邸宅並びに屋敷林が形成する良好な風致を保全するため、意匠形態等現況の踏襲に努め、伝統的和風様式のものとする。
 - ・ 工作物についても、自然材での仕上げあるいは伝統色による彩色等とし、吉城園周辺地区の道路に沿って築地塀が連続する歴史的景観に調和するものとする。
 - ・ 屋敷林が形成する良好な風致を損なわないよう、整備についても周辺景観の構成に配慮し、原則として伐採は行わないものとする。
 - > 奈良公園基本戦略の一環として、世界に誇る奈良公園の実現に向けて必要な整備であること
 - ・ 奈良公園基本戦略で定めた、吉城園周辺地区の整備方針「奈良の文化に触れる品格の高い空間づくり」を実現するため、公園利用者へ、該当建築物に求められる機能（歴史体験、宿泊、物販等）を有する建築物とする。
 - ・ 国内外からの多様な公園利用者が、安心・安全に利用できる環境を整備する。
 - ・ 公園利用者へ、該当建築物の価値はもとより、名勝奈良公園の自然、歴史や文化、風致景観に触れ、学び、体験できる機会を提供できるようハード（建物）、ソフト（運営体制）を充実する。

今後のスケジュール

- ・ 法規制に関する関係機関との事前協議
- ・ 該当地区における保存管理・活用方針の充実
- ・ 該当地区の整備方針、風致景観ガイドラインの検討
- ・ 民間事業者からの提案を募る募集要項の決定